

安全・安心で持続可能な未来のための社会的責任に関する研究会

中 間 報 告 書

~ 「社会的責任の取組促進に向けたステークホルダー円卓会議(仮称)」の在り方 ~

平成19年10月

安全・安心で持続可能な未来のための社会的責任に関する研究会

目 次

| | |
|--------------------------------|--------------|
| はじめに | · · · · · 3 |
| 社会的責任の取組促進に向けて | · · · · · 5 |
| (1) なぜ今、社会的責任の取組促進が必要か | |
| (2) 社会的責任の取組促進に向けて何が必要か | |
| (3) マルチステークホルダー・プロセスとしての円卓会議 | |
| 円卓会議の在り方について | |
| 1 . 円卓会議の目的と目指すべき社会像 | · · · · · 9 |
| (1) 円卓会議の目的 | |
| (2) 目指すべき社会像 | |
| 2 . 円卓会議における検討項目 | · · · · · 10 |
| (1) 検討項目を決定する際の基本原則 | |
| (2) 基本的な検討項目 | |
| (3) 検討項目に関するその他の論点 | |
| 3 . 円卓会議の機構・運営及び参加者 | · · · · · 14 |
| (1) 円卓会議の機構・運営 | |
| (2) 円卓会議の参加者 | |
| (3) 機構・運営及び参加者に関するその他の論点 | |
| 4 . 円卓会議の成果物と意思決定方法 | · · · · · 18 |
| (1) 円卓会議の機構・運営に関する意思決定 | |
| (2) 成果物に関する意思決定 | |
| 5 . 議論にあたってのルール | · · · · · 20 |
| 6 . 国民への周知啓発の重要性 | · · · · · 21 |

参考資料

| | |
|---|--------------|
| . 関連文書の抜粋 | · · · · · 22 |
| 1 . 「国民生活における安全・安心の確保策について」 (平成19年6月4日国民生活審議会意見) | |
| 2 . 「長期戦略指針『イノベーション25』」 (平成19年6月1日閣議決定) | |
| . マルチステークホルダー・プロセスについて | · · · · · 28 |
| 1 . マルチステークホルダー・プロセスとは | |
| 2 . マルチステークホルダー・プロセスの類型 | |
| 3 . マルチステークホルダー・プロセスとしての円卓会議のイメージ例 | |
| . 社会的責任の取組促進に向けた欧州連合の取組について | · · · · · 34 |

はじめに

急速なグローバル化や技術革新の進展、気候変動など地球規模の問題の深刻化等を背景に、法令の枠組みを超えた、組織の自主的な取組を求める動きが世界的に強まっている。我が国においても、安全・安心の確保や地球環境への配慮をはじめとして、組織がそれぞれの社会的責任を主体的に果たしていくことが一層求められている。

こうした中、「国民生活における安全・安心の確保策について」(平成19年6月4日国民生活審議会意見)において、民の自主的な取組を支える環境整備を目的として、「社会的責任の取組促進に向けたステークホルダー円卓会議(仮称)」(以下、「円卓会議」という。)を開催すること等が提言されたほか、「長期戦略指針『イノベーション25』」(平成19年6月1日閣議決定)においても、社会的課題に関連したイノベーションを創出する社会システム改革の一環として、円卓会議の開催が決定された¹。ここに掲げられている政策枠組が実効性をもって機能し、組織の社会的責任の取組促進に向けた環境整備が進展するのであれば、安全・安心の確保のみならず、広く持続可能な発展に資することが期待される。

折しも、国際社会においては、2009年11月に国際標準化機構(ISO)による組織の社会的責任に関する国際規格(ISO26000)の発行が予定されるほか、一部の先進諸国においては、企業活動を社会や環境面からも積極的に評価する市場の傾向を前提とし、各種の制度整備に向けた動きが広がりを見せている。この時機に、社会的責任を巡る世界的な潮流と我が国における動向を符合させ、我が国が国際社会や地球環境に対して責任ある経済大国としての地位を確立する上で、円卓会議の開催は急務である。

ところで、上述の国民生活審議会意見においては、円卓会議の目的や検討課題、具体的な形態や運営方法については、今後の国民生活審議会において更なる検討を進めることとされている。そこで本研究会では、審議会の検討に資するため、我が国において組織の社会的責任の取組を総合的かつ戦略的に促進する体制としての円卓会議のあるべき姿について、専門的な見地から提言を行うこととした。本中間報告書は、研究会発足に先立つ懇談会を含め計4回にわたる審議を経て、円卓会議の在り方についての諸論点を試案として取りまとめた

¹ 「国民生活における安全・安心の確保策について」(平成19年6月4日国民生活審議会意見)及び「長期戦略指針『イノベーション25』」(平成19年6月1日閣議決定)の該当部分については、巻末の参考資料を参照。

ものである。今後、研究会では、円卓会議における議論に資するため、組織の社会的責任の取組を促進するための環境整備の方策について更なる検討を進め、円卓会議の在り方に関する諸論点と併せ、平成20年3月を目途に最終報告書を取りまとめる予定である。

なお、上述の国際規格における議論にあるように、今日では、企業のみならず、事業活動を行うあらゆる組織を社会的責任の取組主体として捉えることが多い。ただし、国内外における影響力の大きさに鑑みれば、事業活動に係る企業や政府の社会的責任が最も重要であることは事実であり、国民生活審議会意見においては、「企業等の社会的責任」という表現が用いられている。本中間報告書は、研究会として包括的な選択肢を提示する観点から「組織の社会的責任」との表現を用いているが、同意見との整合性については、審議会において更なる検討が行われることが期待される。なお、後に述べるように、個々の組織（あるいは企業等）の社会的責任の取組を促進するためには、事業者団体、消費者団体、労働組合、NPOや専門家、さらには行政など、社会を構成する多様な主体がそれぞれの役割を果たすことが何よりも重要であり、いずれの表現を用いたとしても、この点が円卓会議の主な審議事項であることに変わりはない。

社会的責任の取組促進に向けて

(1)なぜ今、社会的責任の取組促進が必要か

1990年代以降、急速なグローバル化や技術革新の進展は、世界経済に多大な経済的恩恵をもたらしてきたが、その一方で、現代社会の様々な領域において、政府の伝統的な政策ツールのみにより社会的課題を克服していくことをますます困難にしている。

特に、気候変動等の地球環境問題や発展途上国における貧困や人権の問題など、地球及び人類の持続可能性を脅かす課題の多くは、国境を越える経済活動と各地域の政治・社会構造全般にまたがる複雑で多様な要因を有し、政府による対応の限界を露呈している。国内に眼を転じても、国際競争の激化や情報化の進展、少子・高齢化の急速な進行が、人々の価値観や労働形態、消費生活の多様化・複雑化を招き、従来の政策ツールでは十分に対応できない新たな種類の課題や事件・事故を引き起こしている。

一方、国際的な競争の激化を背景に、世界的な規制緩和の潮流など、政府と市場の役割分担そのものが見直されている。我が国においても、「官から民へ」の考え方の下、社会のあらゆる場面において民の活力を活かした仕組みの整備が進められており、社会的課題に対する政府以外の主体の影響力はますます強まっている。

こうした背景の下、近年、国内外において、組織の社会的責任に対する関心が高まっている。国連をはじめ多くの国際機関や非営利のネットワークにおいて先進的な取組がなされているほか、2009年11月には、国際標準化機構（ISO）による組織の社会的責任のための実施ガイドとなる国際規格（ISO26000）の発行が予定されている。

企業の社会的責任の問題は、これまでそれぞれの国でそれぞれの社会的背景の中で語られてきた。特に1970年代においては、企業活動の多国籍化や公害問題の深刻化を背景として、国内外で企業の社会的責任が盛んに論じられ、一部は経済協力開発機構（OECD）「多国籍企業ガイドライン」（1976年6月）や国際労働機関（ILO）「多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言」（1977年11月）など国際指針等の形で結実した。

しかし、今日の世界的な関心の高まりの大きな特徴は、社会的責任が、単なる規範概念や市場経済の見直しへの動きとしてではなく、グローバル化や

情報化など世界的な変革の流れの中において、政府の限界や後退を背景とした、いわば新たな社会的仕組みの一部として求められているということである。すなわち、組織が、それぞれの特性と創意を活かしながら、自ら社会的責任を果たすとともに、ステークホルダーの側もそれぞれの役割を果すことにより、組織の活動を支援・促進するという新たな経済社会システムを構築することが緊要な課題となっている。

特に企業に関しては、環境や社会面での取組を積極的に評価する市場の傾向を前提とすれば、官主導の硬直的な規制社会から脱却し、市場規律を活用した健全な市場社会へ移行することにより（「規制から規律へ」）、社会的責任の取組が一層強化されるとともに、安全技術や環境技術など我が国の強みを活かした技術革新が促され、競争力の強化に資する。

もちろん、変化する社会状況の中においても、必要な規制は今後とも行つていかなくてはならない。特に、近年企業や行政による不祥事が続発している中、規制の適切な整備・運用を通じて、国民の生命や身体の安全を確保することは、国の根源的な責務であるとともに、自由で活力ある経済活動の基盤でもある。また、国境を越えた課題に対処するためには、言うまでもなく、各國政府間の連携強化も重要である。必要な規制等と自主的な取組の両方を柔軟に使い分け、互いの強みを活かした有効な仕組みを構築することが重要である。

すでに欧州をはじめ一部の先進諸国では、2000年代に入り、社会的責任の取組を促進するための各種の環境整備を戦略的に進めている。アジア諸国においても、急激な経済成長と社会変貌の中で抱える様々な社会的課題に対処するため、社会的責任に対する関心が高まりつつある。今後、我が国が、経済大国として、国際社会や地球環境に対して責任ある貢献を行うため、また、我が国自身の持続可能性を確実なものにするため、さらには環境や社会の多様なニーズに対応した技術革新を促し競争力を高めるため、組織の社会的責任の取組を促進する枠組みを国家戦略として包括的に整備することは急務である。

(2) 社会的責任の取組促進に向けて何が必要か

社会的責任の取組を促進するためには、取組の主体となる組織とそのステークホルダーとの多様な相互関係を基礎としながらも、地域レベルや分野ごとの主体、さらには国や国際レベルの主体が重層的にこれを支え、社会全体として、組織に社会的責任の取組に向けたインセンティブを付与する環境を整備することが不可欠である。

特に、国民生活の安全・安心の確保や持続可能な発展の実現といった課題については、直接関わりを持つ主体が単独で取り組むよりも、社会を構成する広範な主体がそれぞれの役割を果たし、組織の垣根を越えて協働することにより、短期的な負担を超えた、より大きな効果がもたらされる可能性が高い。

とりわけ企業の社会的責任の取組を促進するためには、企業自らステークホルダーへの説明責任を積極的に果たすだけでなく、積極的な取組を行っている企業が、消費者による商品選択や投資家による投資先の選択、求職者による就職先の選択等を通じて、ステークホルダーに正当に評価されるような好循環を作り出す必要がある。そのためには、消費者団体、労働組合、NPO等や専門家、さらには行政を含む各主体が積極的にそれぞれの役割を果していくことが重要である。各主体の役割や協働の在り方を模索する円卓会議は、好循環の創出に向けた具体的な取組の一つとして位置づけることができる。

(3) マルチステークホルダー・プロセスとしての円卓会議

1980年代後半以降、特に持続可能な発展を巡る国際的な取組の中で、多様なステークホルダーによる合意形成や取組促進の枠組みとして、マルチステークホルダー・プロセス（Multi-stakeholder Process）が実践してきた²。

² マルチステークホルダー・プロセスの統一的な定義は存在しないが、概ね、相互に平等に説明責任を有する3主体以上のステークホルダー間における、意思決定、合意形成、もしくはそれに準ずる意思疎通のプロセスと考えることができる。したがって、例えば、主に国の審議会が政府任命の学識経験者等によって構成され、専ら政府の施策について審議を行うのに対し、マルチステークホルダー・プロセスはステークホルダーの代表者によって構成され、政府以外も含めた広範な主体の取組について議論を行う。なお、マルチステークホルダー・プロセスの試案的な定義及び類型等については、巻末の参考資料 を参照。

持続可能性の問題をはじめ現代社会を取り巻く様々な課題は、多くの場合、規制などの伝統的な政策ツールのみを用いて対処するには限界がある。こうした課題に対処するためには、政府のみならず、社会を構成する多様な主体の自発的な取組が不可欠であり、また、その取組の実効性を担保するために、当事者が参画した新しい社会的合意形成の仕組みが求められている。マルチステークホルダー・プロセスは、こうした新しい要請に応える社会的装置として、一定程度の有効性が認められてきたものと考えられる。

これまで、国際社会においては、様々な目的で様々な形態のマルチステークホルダー・プロセスが実践されてきたが、その機能の一部は、組織の社会的責任の取組促進にあたっても極めて有効である。上述のように、個々の組織の社会的責任の取組を促進するためには、社会を構成する多様な主体がそれぞれの役割を果たし、協働することが何よりも重要であるが、協働の実現に際しては、主体間で信頼感が醸成され、目標や負担について関係者の十分な理解と支持が得られることが前提となる。このため、広範なステークホルダーが主体的に参画し、情報交換や対話を通じて、協働の在り方について、共通認識の醸成や一定の合意形成を行うことが重要である。円卓会議は、こうした認識共有や合意形成の過程の中核を担うことになる。

. 円卓会議の在り方について

研究会では、今後の国民生活審議会における検討に資するため、以下の通り、円卓会議の在り方について試案的な整理を行った。

1 . 円卓会議の目的と目指すべき社会像

(1) 円卓会議の目的

前章までの問題意識に基づき、円卓会議の目的は、以下のように設定することが考えられる。すなわち、広範なステークホルダー・グループからの参加者により構成される円卓会議は、マルチステークホルダー・プロセスに基づいた新たな社会的合意形成や取組促進の枠組みを提供することを通じて、安全・安心で持続可能な未来の実現に向け、個々の組織の社会的責任の取組を支える環境整備を総合的かつ戦略的に推進することを目的とする。

具体的には、上記の環境整備に向けた、社会を構成する多様な主体による協働の在り方について、情報交換や対話を通じて参加者間で共通認識の醸成や一定の合意形成を行う。各参加者は、円卓会議と各グループとの意思疎通の媒介者としての役割を果たすとともに、他の参加者との対話を通じて、協働に向けた自らの役割について認識を深め、お互いに自ら取組の方針を表明し合う。また、円卓会議は、環境整備に向けて政府が措置すべき方策について、会議としての提言を行う。

(2) 目指すべき社会像

研究会においては、円卓会議が目指すべき社会像及びそこに至る道筋に関するビジョンについて、以下のような多様な意見があった。

- ・ 円卓会議の開始にあたっては、我が国が目指すべき社会像を、より踏み込んだ形で共有する必要がある。特に、我が国では、持続可能な発展とは何なのかについて、環境・社会・経済を統合した形での政府のビジョンが欠けている。ビジョンだけを延々と議論する必要はないが、持続可能性を巡る社会的課題のうち、どの課題にどのような優先順位で取り組んでいくのか、円卓会議の前提として確認すべきではないか。

- ・ 前提となるビジョンづくり全てをステークホルダーに投げるべきではない。大枠については円卓会議の開始に先立って予め固め、これに基づいてマルチステークホルダーで議論を行うことで、ビジョンが共有される。その際、既存の政府のビジョンを活用することなども考え得る。
- ・ 議会や審議会とは異なり、円卓会議は、それぞれ利害を有するグループどうしで議論を行うのであり、ビジョンが一致しないのは当然である。目的さえ決まっていれば、ビジョンが一致しなくとも参加者の合意形成は可能であり、むしろビジョンの問題は別の場で議論すべきではないか。
- ・ ビジョンは円卓会議の中でこそ議論すべき。ただ、現在の日本は価値観が多様化しており、ビジョンだけをいつまで話しても際限がない。円卓会議では、大きな方向性を共有したら、個別具体的な課題についての議論を開始するべき。個別具体的な議論をする中で、真の意味でのビジョンを醸成していくことができるのではないか。
- ・ 持続可能な発展という言葉にはすでに一定の含意がある。これをもってビジョンとすることもできる。

2. 円卓会議における検討項目

(1) 検討項目を決定する際の基本原則

組織の社会的責任の対象となる社会的課題は極めて多岐にわたるため、円卓会議において一度に全ての課題を扱うことは非現実的である。また、マルチステークホルダー・プロセスで取り組む以上は、課題ごとの関係者の合意と参加を確保するとともに、対立ではなく協働を模索し得るような項目を選別して取り扱う必要がある。そこで、検討すべき具体的な社会的課題については、国内外の現状に鑑みて特に重大性・緊急性があり、かつ、マルチステークホルダーで議論することがふさわしい項目を選び取り、順次取り組んでいく方式が考え得る。

さらに、社会的責任はあくまで取組の主体となる組織とそのステークホルダーとの個別的な相互関係を基礎とするべきものであるため、促進策の検討にあたっては、個別的な関係の多様性に十分に配慮することが必要である。

以上を勘案して、具体的な社会的課題に係る検討項目の決定にあたっては、以下の3原則を重視することが求められる。

) 協働の原則

特定の主体に対する要求のみを行うということではなく、各主体が単独では解決できない課題や、協働によってより大きな成果を得ることができる課題を扱うこと。

) 補完性の原則

社会的責任の取組は、個々の組織とそのステークホルダーとの多様な相互関係を基礎としながら、これを地域や分野ごとのネットワークが支え、さらに社会全体としての取組が全体的な基盤づくりを行う役割を果たす、重層的な関係の中で、各主体の多様性を尊重しながら促進されるべきであるということ。

なお、研究会においては、上記に従い、円卓会議では経済社会全体に関連する大枠の取組と議論を進め、個別性の強い取組等については、全体の枠組みと整合性をとる形で、個々の取組による柔軟な対応も並行して進めることとすべきとの意見があった。

) 参加の原則

個別の社会的課題ごとに検討すべき項目については、当該課題の関係者の合意と参加を得ること。

(2) 基本的な検討項目

組織の社会的責任の取組促進という観点から、円卓会議においては、主に以下の4点について検討を行うべきである。

社会的課題別の検討項目

安全・安心で持続可能な未来の実現に向けた具体的な社会的課題について、各主体が果たし得る役割や協働の在り方、各主体が役割を果たす上で直面する問題を克服するための方策

なお、このような課題としては、例えば以下のものが考えられる。

)自由で活力ある経済活動の基盤として取り組むべき課題としての「国民生活における安全・安心の確保」

)環境問題,労働者の基本的権利の確保とディーセントワークの実現,少子・高齢化への対応,個性の尊重に基づくダイバーシティ社会の実現など,世代間と世代内の問題が密接に関わり合い,我が国経済社会の持続可能性を確保する上で必要な課題としての「我が国経済社会の持続可能性の確保」,

)気候変動等の地球規模での環境問題や,発展途上国における貧困や人権の問題など,グローバル社会全体の持続可能性を脅かし,特に我が国が責任ある経済大国として取り組むべき課題としての「地球及び人類の持続可能性の確保」

市場環境の整備に係る検討項目

社会的責任投資や社会的責任調達の促進策など,組織の社会的責任の取組を支える横断的な市場環境の整備策

普及啓発及び能力向上(キャパシティ・ビルディング)に係る検討項目

事業活動が環境や社会に与える影響や,問題解決のために自らができることについて,一般の消費者や労働者,投資家の関心を高めるための普及啓発活動の在り方や,組織の社会的責任の取組促進に関連する各主体の能力向上(キャパシティ・ビルディング)のための取組

関係府省庁間の横断的連携及び一元的な情報発信の推進に係る検討項目

政府として組織の社会的責任の取組促進に向けた施策を戦略的に進めるとともに,社会的責任に取り組む組織の便に資するため,関係府省庁間の横断的な連携と内外に向けた一元的な情報発信を推進するための取組

(3) 検討項目に関するその他の論点

円卓会議に限らず、マルチステークホルダー・プロセスという意思決定方式は、あらゆる課題に対応するものではなく、そこで解決を模索することが適する課題には自ずと限界がある³。また、議会や審議会など既存の政策形成の枠組との関係で、円卓会議が扱うことが必ずしも適切ではない課題も存在する。後に述べるように、本中間報告書においては、総会と運営委員会を中心には、円卓会議の参加者自身が、主体的に検討項目の選定に関与することを想定している。そこで、その際の議論に資するために、特に法令との関係及び円卓会議開始当初の検討項目について、以下のような整理を行った。

なお、検討項目の選定過程については、広範な人々に意見を聞きながら共有し得るテーマを見つけていくなど、透明性を高める工夫が必要ではないかとの意見があった。

法令との関係について

組織の社会的責任は、法令を超えた自主的な取組を通じて果されるべきものである。また、円卓会議が議論の対象とする、個々の組織の取組を支えるための各主体の役割についても、基本的に各主体の自主的な判断を通じて実現されるものである。しかし、以下の論点に関しては、特に、既存の政策形成の枠組では十分に議論がなされず、かつ、当事者であるステークホルダーの多くが問題意識を持っている場合には、法令に関する議論も排除するべきではないとの意見があった。

- ・ 社会的責任に関する議論の前提として、法的義務と社会的責任の境界に関する論点も排除するべきではない。たとえば、組織の活動に起因する社会的課題について、現状ではその解決が自主性に委ねられているが、やはり実体的な規制によって解決する方が望ましい場合がある。また逆に、既存の法令が実効性をもたず、むしろ自主的取組に委ねた方が望ましい場合や、法令で義務付けなくとも自主的取組によって十分に目的を達成できる場合も考え得る。

³ マルチステークホルダー・プロセスが適用する条件についての試案的な整理や、国際社会におけるこれまでの適用例については、巻末の参考資料 を参照。

- ・ 法令の枠組みを社会的責任が補完し得る場合についても議論の対象とするべきである。例えば、法令は存在するが、自主的な取組を促進することなしには、法令が趣旨通り機能しない場合や、法令で大枠を作ったとしても、細部は自主的な取組に委ねざるを得ない場合、あるいは積極的に多様な取組の余地を残した方が望ましい場合が考え得る。
- ・ 社会的責任の取組を促進するための市場環境の整備策については、諸外国における制度整備の動向も参考にしつつ、法令による枠組みも含め、円卓会議において議論を行うべきである。

円卓会議の開始当初の検討項目について

円卓会議の開始当初の検討項目については、以下のような多様な意見があった。

- ・ 本格的なマルチステークホルダー・プロセスの導入は我が国においても初めての試みであることから、いわば「小さく生んで大きく育てる」との観点で、参加主体間で少しずつ成功体験を積み重ねていくことが何よりも重要である。したがって、開始当初の検討項目については、参加者の合意が得られやすく、国民全体を議論に巻き込めるもの、かつ、皆に協働のメリットが実感されやすいテーマを扱うことが重要である。例えば、「国民挙げてのCO₂削減」などが考えられる。
- ・ 「小さく生んで大きく育てる」論は、過去のいくつかの事例を振り返っても、結局のところ成功していないケースが多い。政府、経済社会、国民として、新たな問題解決の場を設ける以上、大きいか小さいかではなく、有効に機能させるという「覚悟」をもって立ち上げる必要がある。

3 . 円卓会議の機構・運営及び参加者

(1) 円卓会議の機構・運営

円卓会議は上記のように多岐にわたる議論を行うことから、その機構については、総会及び部会の二部構成を基本とすることが考えられる。

総会

総会は、毎年度のはじめに検討項目の決定を行うほか、検討項目に応じた部会の設置を行う。また、年度の終わりにあたっては、部会における検討を踏まえた勧告等の取りまとめを行う。

部会

部会においては、総会で決定された基本方針に従って、課題別の専門的な検討を行う。考え得る部会の構成としては、個々の社会的課題ごとに各主体の役割や協働の在り方について検討を行う課題別専門部会、及び、組織の社会的責任の取組を促進するための横断的な市場環境の整備策について検討を行う市場環境整備策検討部会の二つが考えられる。

運営委員会

運営委員会においては、毎年度の検討項目案の検討を行うほか、広範なステークホルダーの議論への参加を確保するため、ステークホルダー別準備会合の開催支援や、積極的な周知啓発活動を行うとともに、円卓会議の審議に資するため必要な調査研究を行う。

(2) 円卓会議の参加者

上述の国民生活審議会意見等においては、円卓会議は事業者団体、消費者団体、労働組合、投資家、その他のNPOの代表、専門家及び行政によって構成されることとされている。以下、円卓会議の参加者に関し、その選出方法を含め具体的な在り方について論じる。

参加者に期待される役割

マルチステークホルダー・プロセスとしての円卓会議の機能を担保するためには、第一に、会議が3つ以上のステークホルダー・グループにより構成されることが必要となる。第二に、参加者が何らかの形でステークホルダーとしての立場を体現し、自身を含めた互いの取組について議論を行うこととなる。すなわち、参加者は、他の参加者との対話を通じて、協働に向けた自らの役割について認識を深め、お互いに自らの取組の方針を表

明しあう。これは、主に学識経験者によって構成され、政府の施策について議論を行う審議会とは大きく性格が異なる⁴。

しかし、各ステークホルダー・グループを構成する全ての主体の意見を集約することは事実上不可能であることから、むしろ、参加者には、円卓会議と各グループとの意思疎通の媒介者として、グループ内の意見を把握し、これを前提として円卓会議の場で発言を行うとともに、円卓会議での議論についてグループ内の広範な主体への説明や啓発に努めるほか、必要に応じ各主体を説得し、協力を求めることが期待される。

参加者の選出方法

円卓会議では政府以外も含めた広範な主体の協働の在り方について議論を行うことから、自ら主体的に役割を果たす姿勢を有する参加者を選出する必要がある。

選出方法については、まず、参加者選出を各グループの自主性に委ねるという考え方がある。この場合、各グループが、関連団体による準備会合を開催するなど、毎年度の審議内容に応じ、透明で開かれた公正な過程を経て参加者の選出を行うことが想定される。また、準備会合の開催にあたっては、必要に応じ地域別や分野別の対話の場を設けるなど、可能な限りボトムアップによる民主的な過程を踏まえることが考え得る。この時、個々のステークホルダーは、参加者の選出を通じて円卓会議の議論に間接的に参画することとなる。

しかし、グループによっては選出母体となるネットワークが十分に整備されていないことや、そもそも組織化され得ないことが考えられることから、会議の主催者側が潜在的なグループの意見を代弁し得る人物を柔軟に選出するというやり方も検討すべきである。ただしこの場合においても、何らかの形で、グループ内の他の主体及び他のグループに対して、選出過程の透明性を確保することが必要である。

⁴ 国の審議会について定めた国家行政組織法第八条においては、「第三条の国の行政機関には、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、重要事項に関する調査審議、不服審査その他学識経験を有する者等の合議により処理することが適當な事務をつかさどらせるための合議制の機関を置くことができる。」とされている。ただし、一部の審議会においては、設置法令に基づき、特定のステークホルダー・グループの代表を委員として任命することとされている。

(3) 機構・運営及び参加者に関するその他の論点

上記の基本的な考え方の下、総会、部会、運営委員会における具体的な参加者の選出の在り方について、研究会においては、以下のような多様な意見があった。

- ・自ら主体的に役割を果す姿勢を有する者の参加を促すため、グループごとのボトムアップによる参加者の選出過程がうまく機能するよう、より具体的な形で円卓会議の運営プロセスの中に位置づけることが重要。
- ・参加者は、個人としての立場ではなく、ステークホルダー・グループの代表として参加するべき。グループを代表して円卓会議で自らの意見を述べ、また、円卓会議での議論を各グループに持ち帰ることが重要。
- ・団体代表は、グループ内の利害の多様性に引きずられ、平均的な意見しか出てこないため、柔軟な対応が期待しにくいという欠点がある。団体代表ではなくとも、社会から広範な支持を受け、個人として自らの発言に責任を持てる人物を柔軟に選ぶことが必要ではないか。
- ・各グループの自主性は重要だが、議題に照らして重要な人物であれば、主催者が主導的に選出することも必要。ただし、何らかの形で選出過程の透明性を確保することが重要。
- ・総会と運営委員会については、ボトムアップの過程等により、各グループが自主的に選出した参加者によって構成するのに対し、課題別の専門的な検討を行う部会については、各課題に応じた専門家やステークホルダーを柔軟に選考するべき。
- ・総会及び運営委員会は検討項目全般に関する議論を行うため、非常に広範な社会的課題に関係することとなる。そのため、ボトムアップによる選出を行うことには限界があり、ある程度、主催者側が参加者を選出するという方法もやむをえない。一方、具体的な課題を議論する部会に関しては、ボトムアップ過程を機能させることが非常に重要である。
- ・扱う課題によっては、国民生活審議会意見等のステークホルダーフィルタに当たるのではないか、より細分化した分類で参加者を捉える方が望ましい。また、そもそも組織化され得ない場合も考えられる。したがって、ステークホルダーフィルタや選出方法については課題に応じた柔軟な対応が必要。

- ・課題別の部会におけるステークホルダー分類については、参加者側からの提案に基づき、何らかの透明性のある過程でその適切性を議論していくという方法もあり得る。
- ・グループごとの人的資源等の格差があることに鑑みれば、運営委員会に課される実務的な負担の大きさから特定グループの参加の実効性が損なわれないよう、何らかの支援を行う仕組みが必要である。
- ・マスコミ関係者も何らかの形で関与することが望ましいのではないか。
- ・グローバル化の下では、ステークホルダーは日本国内に限られない。特にアジア諸国は日本企業にとって重要なステークホルダーであり、企業の社会的責任として、グローバルなサプライチェーンにおける諸課題に適切に対処することは、我が国企業の競争力を維持する上でも極めて重要な視点となる。そこで、国際機関やグローバルN G Oを何らかの形で円卓会議に関与させることなどを通じ、グローバルな課題に関する国内の関心を喚起するとともに、我が国の取組について適切な情報発信を図ることとも考え得る。
- ・総会及び運営委員会については、永続的な機構とするべきであるのに対し、部会については、一定の期間で何らかの結論を出すことが期待される。

4 . 円卓会議の成果物と意思決定方法

円卓会議においては、最終的な成果物や運営方針の決定など、様々な局面において意思決定を行う必要性が想定される。そこで以下では、それぞれの局面に相応しい意思決定の在り方について論じる。

(1) 円卓会議の機構・運営に関する意思決定

検討項目の決定や部会の設置など、総会や運営委員会が担う円卓会議全体の機構や運営に関する意思決定は、全員一致を目指すものとするべきである。

(2) 成果物に関する意思決定

円卓会議の成果物に関する意思決定方法については、成果物の内容や性質に応じ、様々なパターンが想定される。特に重要な成果物としては、各主体

の協働の在り方に関する合意と、政府に対する政策提言の二つが考えられる。

各主体の協働の在り方に関する合意

各主体の協働の在り方についての合意は、マルチステークホルダー・プロセスとしての円卓会議の成果物の一つである。特に円卓会議の優位性は、各主体が単独で取り組むよりも、多様な主体がそれぞれの役割を果たし、組織の垣根を越えて協働することにより、短期的な負担を超えた、より大きな効果がもたらされる可能性がある課題を扱う際に発揮される。したがって、これに関連して、円卓会議では以下のような多様な意見があった。

- ・ 特定の主体が負担を恐れて取組を躊躇し、結果的として全ての主体の利益が損なわれることのないよう、協働に向けた各主体の役割について、一括的な合意を得ることが重要となる。
- ・ 協働に関する合意は、各グループ内の様々なアクターや参加者自身の自主的な行動を前提としている以上、そもそも多数決等による強制を行うことは想定され得ない。むしろ、最終的な合意に至る適切なプロセスを提供することこそが、円卓会議の重要な役割となる。具体的には、十分な透明性を確保しながら、本中間報告書に示した各種の原則やルールに基づき、建設的で実効性ある議論を促すことが重要である。また、全面的な合意に時間をする場合は、中間報告のような形で段階的な整理を行うなどの柔軟な対応も考えられる。
- ・ 協働の在り方については、鍵となる主体の合意で足る場合が多いため、部会レベルでの合意をもって円卓会議の意思決定とすることも考え得る。

政府に対する政策提言

政府に対する政策提言については、全員一致が望ましいが、円卓会議は政策決定の場ではないため、場合によっては、両論併記等の形によって、多様な意見の分布状況を示すことも重要であるとの意見があった。

その他

両者に通じる総論的な指摘として、円卓会議の成果は、社会を構成する多様な主体が対等な立場で参加し、対話を行うことそのものにあるとの意見があった。

特に、我が国は、先進諸国の中でも伝統的に市民サイドの影響力が弱いため、これまで政策の議論や社会的な意思形成に関与してこなかったグループを他のグループと対等な議論の土俵に乗せ、これを育てていくことに意義があるとの指摘があった。こうした観点は、例えば企業がグローバル社会で直面している現実との格差を埋め、我が国企業の競争力を維持する上でも重要である。意思決定方法に関しては、参加する主体が合意を目指してできる限り努力すべきことは勿論だが、全員が一致する妥結点を無理に見出すことが必ずしも望ましいわけではなく、むしろ対話を通じて、多様な意見の状況を浮かび上がらせることが重要となる。

また、円卓会議は、全ての市民が当事者としての自覚を持ち、各グループの代表を通じて議論に参加するプロセスについての、いわば“学びの場”であるとの指摘があった。なお、こうした観点からは、後述のように、一般的の消費者や投資家の関心を喚起することが極めて重要となる。

5 . 議論にあたってのルール

円卓会議における議論を建設的で実効性のあるものとするため、以下のように留意点をルール化することが考えられる。

国際的な議論の動向との整合性の確保

審議にあたっては、社会的責任の定義や対象分野に関する国際的な議論の動向との整合性を確保する。

具体的事例を取り上げる際の留意点

審議を深めるために委員で事例を共有する場合を除き、事件や事故に対する個別組織の具体的対応を取り上げ、これを批判することはしない。審議を深めるために具体的な事例を取り上げる場合も、議事を非公開とするなど、円卓会議での議論を通じて個別組織が社会の批判を受けることのないよう慎重な対応を行う。

建設的な議論

円卓会議は各主体の協働の在り方を模索する場であり，非生産的な批判を行う場ではない。したがって，各委員は，個別の組織や団体に対する一方的な非難は避ける。そのような発言があった場合，当該発言は議事に残さない。また，意見が対立した場合，それぞれ理由を明示するとともに，受け入れ得る代替案を提示するなど，建設的な議論に向けた誠実な対応を行う。

6．国民への周知啓発の重要性について

マルチステークホルダー・プロセスとしての円卓会議の成否は，どれだけ広範な人々がそこでの議論に関心を持ち，直接・間接にこれに参画するかに懸かっている。参加者がいかに高い意識を持って議論を行ったとしても，各ステークホルダー・グループを構成する個々の事業者団体，消費者団体，労働組合，N P O 団体，ひいては一般の企業や労働者，消費者，投資家が関心を持たなければ，そこでの議論の実効性は低下する。

そこで，円卓会議の開催にあたっては，積極的な周知啓発活動により各層の関心を喚起し，議論への参画を促すことが極めて重要である。

参考資料

関連文書の抜粋

「国民生活における安全・安心の確保策について」
(平成19年6月4日国民生活審議会意見)

「長期戦略指針『イノベーション25』」
(平成19年6月1日閣議決定)

「国民生活における安全・安心の確保策について」

(平成19年6月4日国民生活審議会意見)

(抜粋)

企業等の社会的責任の取組促進

規制改革の進展や「官から民へ」の流れの中で、国民の利益を保護・実現するためには、法令や規制の枠組みを超えた企業等の自主的な取組の必要性が一層拡大している。中でも、国民生活の安全・安心を確保するためには、官による規制や監視・監督の強化だけでなく、製品や施設の提供者としての企業等⁵が、それぞれの社会的責任⁶を果たしていくことが重要である⁷。

(1) 企業等の取組を支える環境整備の必要性

社会的責任の取組を促進するためには、企業等とステークホルダー⁸が相互に情報を交換し、対話や連携を図るなど、両者の双方向の関係を強めることが求められる。中でも、積極的な取組を行っている企業等が、消費者による商品選択や投資家による投資先の選択、求職者による就職先の選択等を通じて、ステークホルダーに正当に評価されるような好循環を作り出すことが重要である。

しかし、企業等と個々のステークホルダーの間に情報や専門知識、資源の格差があることに鑑みれば、上記のような好循環が、両者の関係だけで自律的に創出されると考えることは難しい。好循環を作り出すためには、企業等が自らステークホルダーへの説明責任を積極的に果たすだけでなく、消費者団体、労働組合、NPO等や専門家、さらには行政を含む各主体が、上記の格差を埋める役割を積極的に果たすことにより、

⁵ 製品や施設の提供者としての行政を含む。

⁶ 我が国には、現在のところ社会的責任に関する通説的な定義はないが、国際的には様々な定義付けの試みがなされている。特に、ISOが開発中の社会的責任に関する国際規格(ISO26000)は、将来的に、国際的な定義についての一つの目安になることが予想される。では、便宜上、ISO社会的責任作業部会第4回総会(2007年1月開催)において決議された暫定的な定義に従うものとする。すなわち、社会的責任とは、「組織が、その意思決定と活動(財やサービスの提供を含む)が社会や環境に及ぼす影響に対して、透明で倫理的な行動を通じて果たす責任のことであり、そうした行動は、持続的発展や社会的厚生と整合的で、ステークホルダーの期待に配慮したものであり、適用され得る法令を遵守し、国際的な行動規範に整合的で、組織の活動に統合されたものである(内閣府抄訳)。」ただし、(3)における取組の実施に向けた検討にあたっては、上記規格の今後の策定動向との整合性に十分留意する必要がある。なお、上記規格は、法令遵守を上回る組織の活動を奨励するものであり、かつ、マネジメント・システム規格ではなく、適合評価や認証に供されることを目的としたものではない。

⁷ 安全・安心の確保に向けた企業等の社会的責任に係る取組としては、例えば別紙のような項目が考えられる。

⁸ 組織によって影響を受けるか、組織に対し影響を与える個人又は集団。「利害関係者」と訳されることもある。製品や施設を提供する企業等にとってのステークホルダーとしては、例えば、消費者、投資家、労働組合、従業員、地域住民、NPO、取引先企業等が想定される。

社会全体として、個々の企業等に社会的責任の取組に向けたインセンティブを付与する環境を整備することが不可欠である。

このことにより、～で述べてきたような取組が自律的に推進され、官と民のパートナーシップが実効性を持って機能するようになるものと考えられる。

(2) 各主体が果たすべき役割

環境整備に向けた上記の各主体の役割としては、例えば以下の取組が考え得る。

企業等や事業者団体の役割

- ・ネガティブ情報も含めた積極的・網羅的な情報開示や、消費者団体、NPO等による評価を通じて、自らが発信する情報に対する信頼性を向上させること。
- ・実効性ある対話を通じて、ステークホルダーの期待や要求を把握すること。
- ・事業者団体については、会員企業の取組を監視・監督したり、自主行動基準の指針の策定等を通じて会員企業の取組を支援すること。

消費者団体、NPO等の役割

- ・企業等の取組を評価し、その結果をわかりやすく個々のステークホルダーに伝えること。
- ・ネガティブ情報を積極的に開示した企業等を公正に評価するなど、長期的な視点に立って幅広い角度から透明性と公正性を確保しつつ評価を行うこと。
- ・一般的な消費者等の多様な期待や要求を把握し、企業等に提示すること。

専門家の役割

- ・大学等の教育・研究機関や各主体の組織内部において、各主体の役割や主体間の対話を補助するとともに、人材の育成や横断的な交流を進めること。

行政の役割

- ・法令や規制を適切に整備・運用すること。
- ・各主体の自主的な取組や情報交換・コミュニケーションが進む環境を整備すること。
特に、消費者の自立支援等についての行政の責務や、各主体間の情報や専門知識、資源の格差を踏まえ、各主体への社会的な支援の枠組みを整備促進すること。
- ・上記の役割を果たすにあたっては、縦割り行政の弊害を除くため、関係府省庁が十分に連携して対応すること。

(3) 社会的責任の取組促進に向けて必要な取組

社会的責任は、あくまで法令や規制の枠組を超えた民の自主的な取組として進められるべきであり、政府が個々の企業等の取組に直接的に介入することは望ましくない。「官から民へ」の流れの中においては、上記のような各主体の役割について、対話の場の提供を通じて共通の認識を醸成し、民の自主的な取組を支える環境整備を総合的かつ戦略的に推進することが、官の役割として重要となる。そこで、上記を踏まえ、

社会的責任の取組促進に向けた方策の一環として、以下の取組を行うべきである。

「社会的責任の取組促進に向けたステークホルダー円卓会議(仮称)」の開催

個々の企業等の取組を支える環境を社会全体として整備するため、事業者団体代表、消費者団体代表、労働組合代表、投資家代表、その他のNPO代表、専門家及び行政によって構成され、参加者自身が主体的に運営を担う包括的で透明性のある対話の場として、政府は「社会的責任の取組促進に向けたステークホルダー円卓会議(仮称)」(以下、「円卓会議」という。)を開催する。円卓会議の目的や検討課題、具体的な形態や運営方法については、以下の基本方針に従って、今後の国民生活審議会にて更なる検討を進める。

- ・環境整備のために各主体が果たすべき役割について、具体的な経験や情報を共有しながら、主体間で共通の認識を構築する。
- ・各主体が上記の役割を果たせるようにするために、これらに対し間接的な支援を行うことや、社会的責任投資や社会的責任調達の促進等、環境整備のために政府が措置すべき方策について提言を行う。
- ・円卓会議は、関係府省庁間の横断的な連携の下に開催する。なお、安全・安心の確保に係る分野を超えた包括的な議論を行う必要がある場合には、関係者の合意と参加を得るとともに、社会的責任の定義や対象分野に関する国際的な議論の動向との整合性を確保するものとする。
- ・円卓会議の運営方法については、参加者自身が主体的に関与し得る運営の在り方について、今後具体的な検討を進める。

地域における社会的責任の取組促進

地方公共団体の代表に対して、必要に応じて、円卓会議への参加を求める。さらに、各地域においても、各主体の対話の場を整備することも考えられる。

各主体の能力向上(キャパシティ・ビルディング)の促進

各主体が上記の役割を自律的に果たせるようにするために、専門家の育成や横断的な交流の支援等を通じ、各主体の能力向上(キャパシティ・ビルディング)を促進する。具体的な方策については国民生活審議会にて検討を進める。

(参考) 安全・安心の確保に向けた企業等の社会的責任に係る取組例

1. 推進体制等

- ・自主行動基準の策定・開示、経営トップのコミットメント
- ・CSR・法令遵守推進本部の設置など横断的・包括的な推進体制の整備
- ・体系的で効果的な教育・研修プログラムの策定・実施
- ・自主行動基準の違反行為に対する対応手順や賞罰の規定・周知・運用
- ・効果的なモニタリング・監査体制の整備
 - 内部通報窓口・ヘルplineの設置・運用、内部・外部監査体制の活用、経営へのフィードバック
- ・緊急事態時の対応方針の策定
 - 消費者への初期対応等を定めた緊急対応マニュアルの作成など

2. 情報開示・提供

- ・消費者への情報提供の在り方
 - 適正で正確な広告・表示、使用方法等の正しい知識の普及など誤使用回避に向けた情報提供や警告表示、不利益情報の提供、子ども・高齢者・障害者等に配慮した情報提供
- ・重大な欠陥情報・事故情報・苦情情報の開示方針の策定と運用

3. 製品開発・管理体制等

- ・原料受入れから出荷に至るまでの体系的な品質管理体制の整備
- ・誤使用の類型抽出等を踏まえた誤使用防止に向けた製品開発
- ・子ども・高齢者・障害者等に配慮した製品設計
- ・自主的な製品回収
 - 回収実施基準の策定・開示、業界や商品の特性に応じた効果的な告知方法の検討

4. 苦情・処理相談制度

- ・苦情・相談処理制度の整備
 - 苦情・相談窓口や手続きの消費者への明示、苦情・相談事例の公表、苦情・相談情報を再発防止策や製品開発に活かす体制の構築、外部機関によるあっせん・調停・仲介手続や費用情報等の明示

5. 取引先事業者

- ・取引に際する取引先事業者のCSR・法令遵守への取組の考慮

「長期戦略指針『イノベーション25』」

(平成19年6月1日閣議決定)

(抜粋)

第5章 「イノベーション立国」に向けた政策ロードマップ

1. 社会システムの改革戦略

(1) 早急に取り組むべき課題

1) イノベーション創出・促進に向けた社会環境整備

イノベーションを誘発する新たな制度の構築

・ 安全・安心の確保のための新たな官民パートナーシップの構築

国民生活における安全・安心の確保のため、法令や規制の枠組みを超えた企業等の自主的な取組を促す環境の整備を目的として、事業者団体、消費者団体、労働組合、投資家、その他のNPOの代表、専門家及び行政により構成される「社会的責任の取組促進に向けたステークホルダー円卓会議（仮称）」を開催する等、官と民との新たなパートナーシップの構築を推進する。

参考資料

マルチステークホルダー・プロセス
(Multi-stakeholder Process : MSP)
について

1. マルチステークホルダー・プロセスとは

マルチステークホルダー・プロセス (Multi-stakeholder Process : MSP) の定義

(資料⁹を基に内閣府において整理)

- (1) 平等代表性を有する3主体以上のステークホルダー間における、
(2) 意思決定、合意形成、もしくはそれに準ずる意思疎通のプロセス。

(1) ステークホルダーの平等代表性 (equitable representation)

MSP におけるあらゆるコミュニケーションにおいて、各ステークホルダーが平等に参加し、自らの意見を平等に表明できるということであり、また、相互に平等に説明責任を負うということ。

(2) 意思決定、合意形成、もしくはそれに準ずる意思疎通

政策決定から共通認識の形成、実践的な取り組み実施に向けての合意、ステークホルダー間のパートナーシップやネットワーク形成に至るまでを幅広く含むもの。

MSP の歴史的背景

MSP は、主に 80 年代後半から 90 年代にかけての“持続可能な発展”に関わる議論の中で登場。

- 1987 年の環境と開発に関する世界委員会(通称ブルントラント委員会)報告書「我ら共通の未来 (Our Common Future)」、および、1992 年の環境と開発に関する国連会議(通称リオ・サミット)採択文書「アジェンダ 21」では、ともに“持続可能な発展を達成するためには、様々なステークホルダーが政策決定に関する情報へアクセスし、政策決定へ参加する制度を保障することが不可欠である。”と述べられている。
- 「アジェンダ 21」の提唱によって、MSP の先駆的事例として、多様なステークホルダーの参加を制度として保障した「持続可能な開発委員会(CSD)」創設。

以降、様々なテーマ(環境、人権、労働、消費者問題等)と、レベル(国際、国内、地域等)において適用。

MSP が適する条件

- a) 参加主体間に、対話が不可能であるまでの対立が発生していないこと。
- b) 取り扱われるテーマがある程度具体性を帯びているものであること。
- c) 最終目的が参加主体間で共有され、かつ、対話を経ることにより目的が達成される合理的な可能性 (reasonable probability) があること。

⁹ Hemmati, Minu ed. (2002) Multi-stakeholder Processes for Governance and Sustainability , Earthscan, London. を主要文献とした。また、本資料もこの文献に依拠してまとめてある。

MSP によって得られるメリット

- a) 対話や情報共有等を通じて、参加主体間に一定の信頼関係が醸成されるとともに、相互にとって最善の解決策を探ろうとする姿勢(win-win attitude)が創出される。
- b) 広範なステークホルダーが参画することによって、対話の成果である決定や合意等への幅広い正当性(Legitimacy)が得られる。
- c) 各ステークホルダーが主体的に参画することにより、それぞれの主体的な取組が促される。
- d) 単独の取組もしくは二者間の対話のみでは解決できない、もしくは、十分な効果が得られない問題が、3主体以上の関与によって解決可能になる。
- e) 各ステークホルダーが自己利益のみを目指して行動した場合、結果として各主体の利益が損なわれるという“囚人のジレンマ”的な状況にある問題が解決可能になる。

|| 2 . マルチステークホルダー・プロセスの類型

MSP が用いられた実際の事例をその目的から分類すると、以下の五つに分けられる。

a) 利害折衝型

ステークホルダー間に利害対立が存在する場合であって、その妥結点を模索することが目的。

事例：シェル石油ブレント・スパー問題(1996年11月～1997年12月)

当初、シェル石油はイギリス政府の許可を得た上でオイル貯蔵ブイ(ブレント・スパー)を海洋投棄処理する予定であったが、これに対して、環境 NGO や北海周辺国が反対したため、海洋投棄処理を断念せざるを得なくなった。そこでシェル石油は、各国政府および沿岸地方政府、環境 NGO、技術専門家、工事請負業者等を交えた代替処理方法についての対話を開催し、その結果妥結された処理方法を採用した。

b) コミットメント形成型

各ステークホルダーの議論への主体的な参画により、協働の実効性を確保することが目的。

事例：国連グローバル・コンパクト(1999年～現在)

前国連事務総長コфиー・アナンの主導により開始された、人権、労働基準、環境、反汚職の分野によるビジネスの 10 の原則について定めたもの。それぞれの原則およびそれに付随する事案テーマについて、MSP によりフォーラムなり学習会なりが開かれ、グッド・プラクティスの共有等が行われている。取り組みを強制する形式ではないが、企業の自発的な参加表明によってある程度の取り組みを確保する方式である。

c) 規範形成型

広範なステークホルダーが参画し、意識水準を互いにすり合わせることにより、幅広い正当性を持ったガイドライン等の規範を作成することが目的。

事例：グローバル・レポーティング・イニシアティヴ(GRI)(1997年～現在)

組織(企業のみならず各種団体も含む)の自発的な持続可能性レポートについての国際的枠組みの開発、および、合意の形成を目的としたイニシアティヴ。継続的なワーキング・グループの開催や各ステークホルダーからの評価により、常時、枠組みの内容について相互的な見直しや修正が行われている。また、成果は GRI ガイドラインとして発行されている。

その他の事例：鉱業・鉱物資源と持続可能な開発(MMSD)、世界ダム委員会(WCD)、持続可能なパーム油のための円卓会議(RSPO)、森林管理協議会(FSC)、海洋管理協議会(MSC)、SA8000 等

d) 情報および認識共有型

政策決定等の前提となる情報を各ステークホルダーが持ち寄り、共通の認識を得ることが目的。

事例：欧洲マルチステークホルダー・フォーラム(2002年10月～2004年6月)

欧洲委員会の主導によりEU圏の政治戦略の一環としてCSRを促進するために設けられた。CSRの取り組み、および、CSRツールの革新、透明性、統一性の促進について、産業界、労働団体、NGO等が、事例分析等を通じて情報共有し、報告書および勧告書を公表した。勧告書は法的拘束力を伴うものではないが、加盟国および各ステークホルダーは勧告書の内容を実行に移すことが求められている。

e) 政策提言型

各ステークホルダーがそれぞれの意見を持ち寄り、広く受け入れられる提言を作成することが目的。

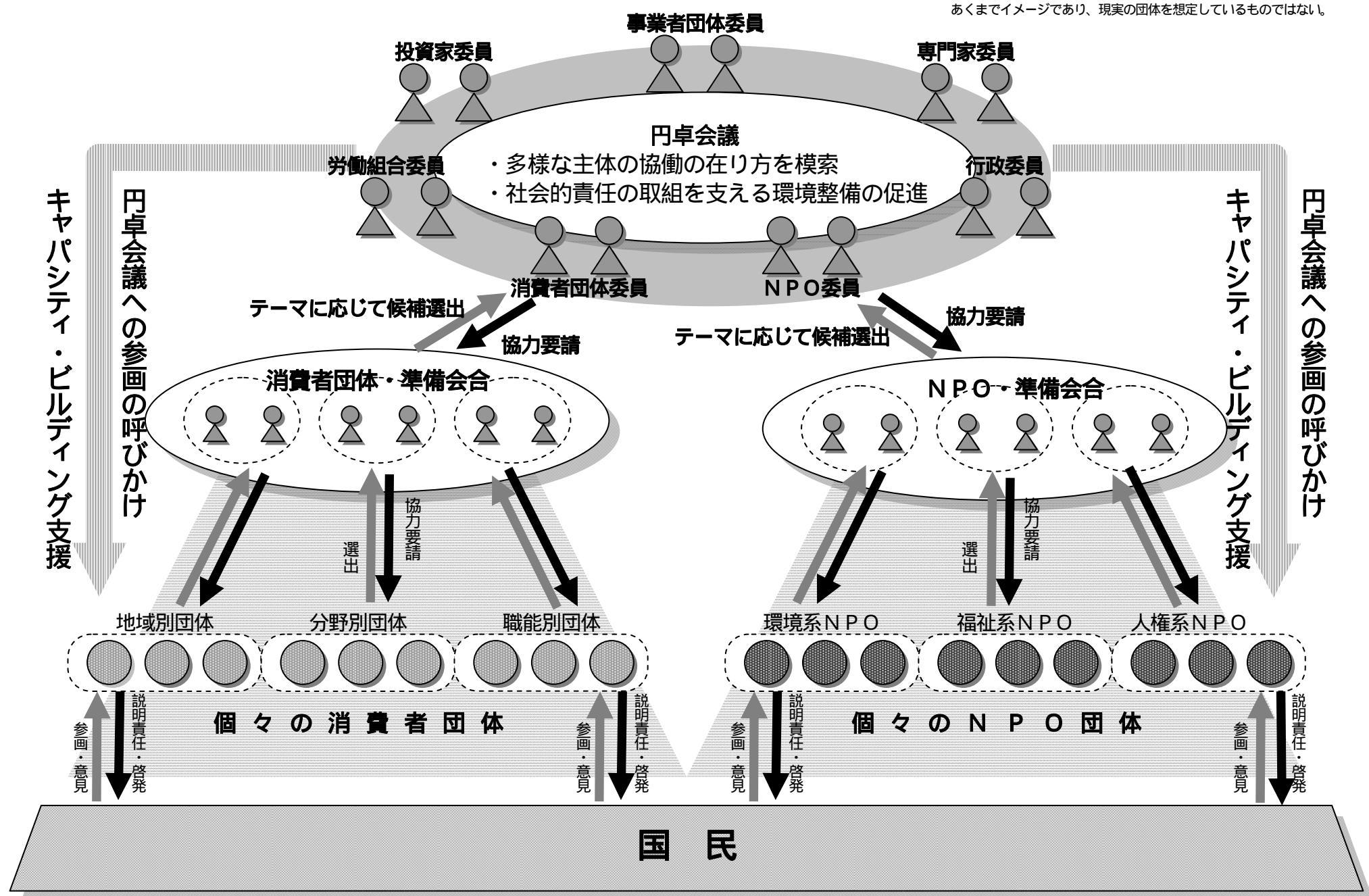
事例：コロンビア川下流域の持続可能な開発のための協力(1999年中頃～不明)

米国陸軍工兵隊(U.S. Army Corps of Engineers)が、国家環境政策法(NEPA)に基づきコロンビア川下流域の水路掘削工事計画の策定を行おうとしたところ、河川下流域の地方政府および住民等の関係者はこれに承服せず、MSPによる工事計画の対案を策定しようとした事案。主としてオーストリア市と環境NGOの主導のもと、河川下流域の地方政府、港、米国海洋大気庁(NOAA)が参加した。(但し、資料が無いため、成果物についての詳細は不明。)

NEPAの正式名称は、National Environmental Policy Act。1969年に米国で制定された環境影響評価制度の先駆けとなる法律である。合衆国政府の主要な行為(政策・計画・事業等)で環境に影響を与えるものに環境影響評価を行う事を義務付けている。

3. マルチステークホルダー・プロセスとしての円卓会議のイメージ例

あくまでイメージであり、現実の団体を想定しているものではない。



参考資料

社会的責任の取組促進に向けた欧州連合の取組について

欧洲マルチステークホルダー・フォーラム

(EU Multistakeholder Forum on C S R)

の概要

1. 欧州マルチステークホルダー・フォーラム開催の経緯

欧州理事会リスボン会合（2000年3月）

拡大 EU 向け、構造的失業、地域格差、情報産業の発達に対応するため、来る 10 年に向けた新戦略目標を設定

「欧州を、雇用の拡大・改善と一層の社会的連帯を確保しつつ、持続的な経済発展を達成し得る、世界で最も競争力が高く、かつ力強い知識集約型の経済にすること。」

目標達成のための新たな手法として、生涯学習、機会均等、社会的連帯、持続可能な発展等に関する企業の社会的責任に言及



欧州理事会「グリーンペーパー：企業の社会的責任のための欧州枠組みの促進」(2001年7月)

リスボン会合の新戦略目標を受け、CSRを推進するための新たな枠組みを構築するためのパートナーシップのあり方について問題提起し、広く意見を募集

欧州委員会「企業の社会的責任：持続可能な発展に向けた産業の貢献」(2002年7月)

CSRのツールの透明性や統一性の促進、及び各ステークホルダー間の共通理解の必要性を訴え、欧州マルチステークホルダー・フォーラムの設立を提唱



欧州マルチステークホルダー・フォーラムの設置 (2002年10月)

最終報告書の公表 (2004年6月)

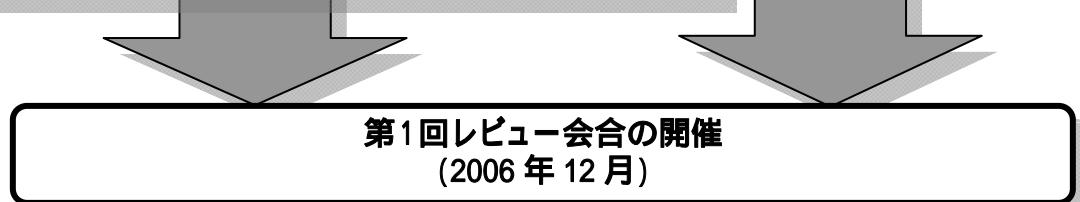
欧州理事会ブリュッセル会合：リスボン戦略の改訂（2005年3月）

主に知識、イノベーション、人的資源の最大利用による競争力強化に重点を置いた改訂



欧州委員会「成長と雇用のためのパートナーシップ推進：欧州をCSRの極にするために」(2006年3月)

欧洲におけるCSRの進展を継続的にレビューするため、フォーラムの定期開催を提唱



第1回レビュー会合の開催 (2006年12月)

2. 欧州マルチステークホルダー・フォーラムの目的

(1) 欧州委員会による設置目的

(欧州委員会「企業の社会的責任：持続可能な発展に向けた産業の貢献」(2002年7月))

以下を通じ、CSRの取組とツールの透明性（Transparency）と統一性（Convergence）を促進することを目的とする。

- EUレベルの主体間で、経験や先進事例についての情報交換を行う。
- EU域内の既存のイニシアティヴを集約し、EU共通のアプローチや、指針となる共通原理の確立を目指す。これらは、国際会議や第三国との対話に際しての基礎ともなり得る。
- ヨーロッパレベルで追加的な取組が必要とされる分野を特定・探求する。

CSRのツール…行動規範(Code of Conduct)、マネジメント基準、CSR報告・保証、ラベリング、社会的責任投資(SRI)

以下の事項に関し、可能であれば2004年中旬までに指針となる原理について合意する。

- CSRと競争力の関係
- 持続可能な発展に向けたCSRの貢献
- 中小企業の問題（ツール、大企業による指導・助言、サプライチェーン）
- 行動規範の実効性や信頼性
- CSR報告や保証に関する共通のガイドラインと基準の構築
- ラベリングに関する共通ガイドラインの構築
- 年金やファンドによるSRI方針についての情報開示

(2) フォーラム開催時の目的 (第一回ハイレベル会合(2002年11月))

CSRの促進という包括的な目的の下、以下の取組を通じて、CSRの取組とツールの革新、透明性、統一性の促進を図る。

- 経験や先進的事例についての情報交換、既存のCSRツールやイニシアティヴの集約を促すことによって、CSRと持続可能な発展の間の関係性（競争力、社会連帯および環境保護に与える影響を含む）についての知識の向上を図ること。その際、中小企業に特有な側面を重要視すること。
- 既存のEUのイニシアティヴや法令、国際的に合意された道具立て(OECD多国籍企業ガイドライン、欧州社会権憲章、ILO基本労働条約、国際人権憲章等)を考慮に入れながら、CSRの取組とツールについて指針となる共通原則を確立することの適否を探求すること。

3. 欧州マルチステークホルダー・フォーラムの構成

| | |
|-------------------|--|
| 主催・議長 | ・欧州委員会 (European Commission) |
| 経営者団体 (4機関) | ・欧州産業連盟 (UNICE) ・欧州公共企業センター (CEEP) ・欧州商工会 (EuroCommerce) ・欧州手工業・中小企業連合 (UEAPME) |
| 商業ネットワーク (5機関) | ・欧州労働者協同組合・社会的協同組合・労働者参加企業総連合会 (CECOP) ・欧州商工会議所 (EuroChambres) ・欧州産業家円卓会議 (ERT) ・CSRヨーロッパ ・持続可能な発展のための世界商業会議 (WBCSD) |
| 労働者団体 (2機関) | ・欧州労働組合連盟 (ETUC) ・欧州管理職会議 (Eurocadres/CEC) |
| 市民団体 (7機関) | ・欧州消費者連合 (BEUC) ・欧州社会 NGO プラットフォーム ・グリーン8 ・アムネスティ・インターナショナル ・フェアトレード・ラベリング機構 (FLO) ・国際人権連合 (FIDH) ・オックスファム |
| オブザーバー (11機関) | ・欧州議会 ・EU理事会 ・欧州経済社会評議会 ・EU地域委員会 ・経済開発協力機構 (OECD) ・国際労働機関 (ILO) ・国連環境計画 (UNEP) ・アフリカ・カリブ・太平洋諸国グループ (ACP) ・欧州大学連盟 (EUA) ・持続可能で責任ある欧州投資フォーラム (EUROSIF) ・国連グローバルコンパクト |

4. 欧州マルチステークホルダー・フォーラムの機構

(1) 主な機構

| ハイレベル会合 (High-level meeting) | |
|------------------------------|--|
| 機能 | フォーラムの目標や構成、手続き的側面の決定、並びに進行管理 |
| 開催頻度 | 年1~2回程度開催 最終報告書の取りまとめまでに計5回開催された |
| 構成員 | 欧州委員会委員の出席、欧州委員会局長の議事の下、各ステークホルダー、オブザーバー -計70名前後で開催 |

| ラウンドテーブル (Round tables) | |
|-------------------------|--|
| 機能 | テーマ別の議題を討議 |
| 開催頻度 | 最終報告書取りまとめまでに、各ラウンドテーブルとも計3期開催 (1期1~2日) |
| 構成員 | 欧州委員会局長を議長として、参加団体およびオブザーバーを議題に応じた席数で配分 各団体は席数に応じて参加者を推薦、一回につき計50~70名程度 |

| 調整委員会 (Co-ordination committee) | |
|---------------------------------|---|
| 機能 | ハイレベル会合およびラウンドテーブル会合の開催準備 欧州委員会は、調整委員会の同意を得てフォーラムを開催 |
| 構成員 | 欧州委員会と、各ステークホルダーが推薦する者 (ETUC (労働者団体) UNICE (経営者団体) CSRヨーロッパ (ビジネス団体) Green 8 及び Platform of European Social NGOs (市民団体) がそれぞれ推薦する2名ずつ) |

ハイレベル会合および各ラウンドテーブルの配布資料、議事要旨はウェブサイトにて公開。

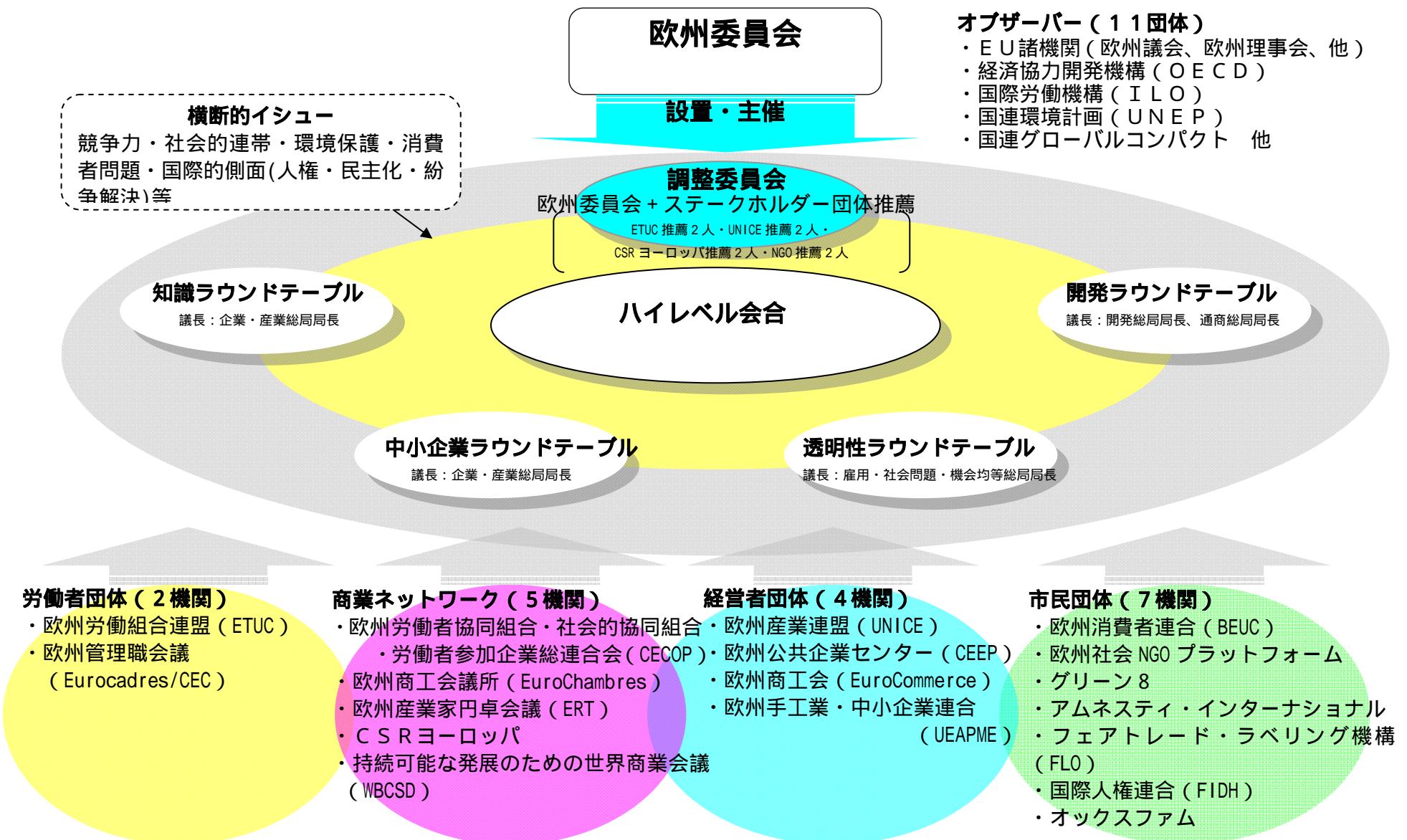
(2) 各ラウンドテーブル

| | |
|------------------------------------|--|
| 知識ラウンドテーブル 議長：企業・産業総局局長 | C S Rに関する知識向上、先進的な実践例についての情報交換の促進ラウンドテーブル <ul style="list-style-type: none"> ・ ビジネスにおけるC S Rのインパクト ・ C S Rに関する知識普及、イノベーション、理解促進のためのプロセス、インセンティブ、ツール ・ ビジネス戦略、構造およびプロセスにおけるC S Rの統合 ・ 教育および訓練におけるC S Rの統合 |
| 中小企業ラウンドテーブル 議長：企業・産業総局局長 | 中小企業におけるC S Rの促進ラウンドテーブル <ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業におけるC S Rビジネスの事例 ・ さらなるC S R理解促進のための、意識向上、先進的取組の普及、インセンティブ ・ 大企業と中小企業の協調 |
| 開発ラウンドテーブル 議長：開発総局局長、通商総局局長 | C S Rの開発的側面ラウンドテーブル <ul style="list-style-type: none"> ・ C S Rと国際化 ・ エシカルトレードおよびフェアトレード ・ 貧困の軽減 ・ 金融の透明性 |
| 透明性ラウンドテーブル 議長：雇用・社会問題・機会均等総局局長 | C S Rの取組みとツールの多様性・統一性・透明性ラウンドテーブル <ul style="list-style-type: none"> ・ C S Rの取組みとツール（行動規範、マネジメントシステム、報告、ラベリング、SRI）の信頼性、透明性 ・ 多様性と統一性 |

横断的議題(cross-cutting issue)について

横断的議題とは、それぞれのラウンドテーブルが扱うテーマに複数またがって関係する議題を言う。横断的議題の例として、競争力・社会的連帯・環境保護・消費者問題・国際的側面(人権・民主化・紛争解決)等が挙げられている。各ラウンドテーブルは、それぞれのテーマを扱う際に横断的議題を考慮に入れることが求められる。

(参考) 欧州マルチステークホルダー・フォーラムのイメージ図



5. 欧州マルチステークホルダー・フォーラムの議事

(1) ラウンドテーブルにおける議事のルール

会合報告の草案は、各ラウンドテーブル終了後二週間以内に提出される。ラウンドテーブルの構成員は、調整委員会の協議の後、この報告書を承認することが求められる。

会合の主要目的のうちの一つは、全ての当事者の経験を紹介し、共有し、学ぶことである。
このことを通じて、相互的な知識を発展させ、障害物とその解決方法の両方についての価値ある教訓を確認する。

「善い、悪い」の議論は避けられるべきである。「名を指して辱める」「名を指して褒め称える」議論は推奨されないし、そのような議論は議事録において報告されない。

3期を通じて、CSR事例を含むステークホルダー関係者による発表は積極的に推奨される。

ディスカッションは、知見に富み偏見のないステークホルダーが自らのことを進んで発表することを目的とする。全体的な目的は、どこに意見の一致が見られるのかをはっきりさせ、どこに意見の食い違いがあるのかを報告することである。

ラウンドテーブルにおける議事のフォーマット（1期目のみ適用）

| | |
|-------------|------------------------|
| 8:30 | 受付 |
| 9:00-10:00 | 開会、「ゲームルール」の説明、経緯と事実確認 |
| 10:00-11:15 | 事例1（30分）+休憩、討論（45分） |
| 11:30-12:45 | 事例2（30分）+休憩、討論（45分） |

ワーキングランチ、交流

| | |
|-------------|----------------------------------|
| 14:15-15:30 | 事例3（30分）+休憩、討論（45分） |
| 15:30-17:30 | 得られた課題について、次回のラウンドテーブル会合へ向けたステップ |

(2) 事例研究について

各ラウンドテーブルは、最初にCSRについての先進的取組事例を取り上げ、そこから、CSRを促進する要因、CSRを阻害する要因を探り出すという方法を取った。

(取り上げられた事例の例)

Insight investment & Amnesty International

投資会社と人権NGOが協力することで、投資活動によるスクリーニングを通じて広く企業の人権感覚を養おうとする例。企業が国際的に承認された人権規約等に敏感になり、その指針のもとで活動を行うことを促すことを目的としている。

Telefonica & Fundacion Empresa & Sociedad

企業のレビューテーション（評判）を無形の資産と捉え、それについてのリスクマネジメントを行っている例。レビューテーションに影響を与えるステークホルダー（投資家、消費者等から立法、メディアまで含む）を把握し、それぞれにどのようなリスクが潜んでいるのかを分析し、良好な関係を築くための土台にする等。

Federchimica & EMCEF/FEM CA CISL

化学関連産業の業界団体で、企業活動によって生じる健康、安全、環境への影響等に関する統一したマネジメントプログラムを構築した例。従業員の健康安全や環境保護、情報の透明性、企業外部との協力等のガイドラインが定められている。

Chiquita and Ethical Trading Initiative (ETI)

企業、労働組合、NGOからなる三者構成の自主的な機関が、主にサプライチェーン・マネジメントを通じて、ILO基本労働条約の条件に適合した労働環境作りなど、CSRを普及啓発していく例。

Comité intersyndical sur épargne salariale（給与積立金に関する労働組合委員会）

労働組合が、給与積立金を社会的責任ファンドとして運用する例。

6. 欧州マルチステークホルダー・フォーラム最終報告書 (2004年6月公表)

第一部 ~国際的および欧州において合意されている原理・基準・慣習の再確認~

CSRに関する各種の既存合意文章やガイドラインのうち、特に留意すべきものとして、ILO他国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言、OECD多国籍企業ガイドライン、国連グローバルコンパクト等を掲げ、これら的重要性を再確認。各企業のCSRへの取組の際、大いに参照されるべきものとされた。

第二部 ~CSRの規定要因の分析~

各ラウンドテーブルで挙げられたCSRの規定要因を、それぞれ内部促進要因および外部促進要因、障害要因、成功要因に分類し列挙。

- | | |
|--------|---|
| 内部促進要因 | … 企業内部でCSRへの取組を促進する要因。 取組をすることによって得られる直接的または間接的な経営上の利点等。 |
| 外部促進要因 | … 企業外部からCSRへの取組を促進する要因。 企業に取組への圧力をかける、投資家、消費者、労働組合等の各種ステークホルダーの行動。 |
| 障害要因 | … 企業のCSRへの取組を阻害する要因。 CSRという用語の不明確さや効果の見えにくさ、実行する側の能力の不足、コスト面の問題等。 |
| 成功要因 | … 企業のCSRへの取組を成功させる要因。 各ラウンドテーブルで確認された実効性のある取組。 <ul style="list-style-type: none">・ 経営陣の積極的なコミットメント・ CSRの取組やツールの業務への統合・ ステークホルダーとの対話による信頼形成・ 先進的取組事例の共有 …他 |

第三部 ~将来のイニシアティヴと勧告~

a) CSR 認知度の向上と知識の増大

- 1 . 第一部で挙げた関連文書に具現されている基本的価値観や原理の認知度の向上
 - ・公共機関、ステークホルダーによる周知活動等
- 2 . CSR に関する情報の収集・交換・普及
 - ・ステークホルダーによる C S R に関する情報の収集・交換・普及活動
 - ・欧州マルチステークホルダー会議ポータルサイト設置等
- 3 . CSR に関する研究の促進
 - ・ケーススタディに基づいた学際的でマルチステークホルダー参加の研究活動の促進等

b) CSR を促進するためのキャパシティ・ビルディングと競争力強化

- 4 . CSR の理解や業務への統合を促進するための企業の能力向上
 - ・企業間における相互学習や、C S R の実践例に簡単にアクセスできるような環境づくり
 - ・持続可能なサプライチェーン・マネジメント構築に向けた情報交換、影響調査等 ...他
- 5 . “キャパシティ・ビルダー”の能力向上
 - ・C S R 能力を向上させるためのキャパシティ・ビルダーの能力向上等
 - ・人材の確保 ...他

キャパシティ・ビルダー : C S R の取組の媒介者や援助者の役割を果たし、相乗効果をもたらす組織
例) ビジネスアドバイザー、消費者団体、投資家、労働組合、メディア
- 6 . 教育カリキュラムへの CSR の統合
 - ・ビジネススクールや大学その他の教育機関における、経営者・従業員の育成、消費者等の知識増大
 - ...他

c) C S R を促進するための環境整備

- 7 . CSR のための適切な条件の整備
 - 1) CSR のための適切な条件の整備
 - ・C S R を推進する企業が市場でメリットを得られるよう、公共機関が法的枠組と経済・社会的条件を整備すること
 - 2) 透明性の確保
 - ・ステークホルダーへの情報提供に際し、適切なコミュニケーションのチャネルを模索すること
 - ・透明性確保に向け、経営幹部が明確なコミットメントと戦略を提示すること ...他
 - 3) 投資家、とりわけ SRI による、非財務的要素の評価
 - ・S R I ファンドの指標や投資基準等に関する情報を集約し、アクセスを容易にする等
- 8 . ステークホルダー・ダイアログの促進
 - ・C S R 活動の初期の段階からの建設的な対話の推進
 - ・企業の従業員との間で、企業レベルでの個別イシューに関する対話をを行うこと ...他
- 9 . 公共機関および EU の役割
 - ・特に貿易政策・開発政策及び国際合意を通じ、欧州及び世界の持続可能な発展の達成に向け、分野横断的な政策の首尾一貫性を確保すること
 - ・市民の人権や社会・環境権の保護のための適切な法的枠組の提供
 - ・環境及び社会面を考慮に入れた公的資金の使用についての検討
 - ・公的機関自身が、雇用者や消費者としてそれぞれの役割を果たすこと

その他

以上の勧告は、相互補完的 (mutually reinforcing) であり、全ての主体の貢献を求める。

フォーラムは、欧州委員会に対し、以上の勧告の実施に向けた支援のあり方について検討し、今後の文書 (コミュニケーション) において提示することを求める。

フォーラムは、欧州委員会と全てのステークホルダーに対し、最初のレビュー会合を二年後に開催するよう求める。

7. 欧州マルチステークホルダー・フォーラム最終報告書公表 以後の動向

(1) 欧州委員会「成長と雇用のためのパートナーシップ推進：欧州をCSRの極にするために」(2006年3月)

リスボン戦略の改訂後に公表された欧州委員会の新たなコミュニケーション。CSRの自発的側面を強調し、普及啓発活動や調査研究の促進、教育課程へのCSRの組み込み等の取組の必要性を提唱。

フォーラムについては、普及啓発活動やキャパシティー・ビルディングの必要性についてはコンセンサスを得ることに成功したものの、情報開示の義務付けやヨーロッパレベルでの基準策定については合意が得られないなど、企業とそれ以外のステークホルダー間の対立を鮮明にしたとの限定的評価。

欧州におけるCSRの進展を継続的にレビューするため、フォーラムの定期開催を提唱

(2) 「CSRのための欧州同盟 (A European Alliance for CSR)」の設立

「成長と雇用のためのパートナーシップ推進：欧州をCSRの極にするために」(2006年3月)における欧州委員会の支持を受け、CSRヨーロッパなど産業界ネットワークが中心となり、CSR促進のための政治的な“傘”として設立された新たな枠組。同盟は自発的なものであり、企業は参加にあたって同盟への支持を表明すればよく、署名の必要はない。

主に、CSRの普及啓発活動、積極的なステークホルダー・エンゲージメントや非財務情報の開示の奨励等を行っている。

(3) 「欧州マルチステークホルダー・フォーラム・レビュー会合」の開催 (2006年12月)

各ステークホルダー、各政府、欧州委員会の取組のレビューを実施し、報告書の勧告項目に従い269件の取組を紹介。

ただし、労働組合及び市民団体の多くはレビュー会合をボイコット。次回レビュー会合は2008年に開催予定。

(4) 欧州議会決議「企業の社会的責任：新たなパートナーシップ」(2007年3月)

フォーラム最終報告書の尊重、特に、法的枠組の整備の必要性に言及した第7章を尊重することを決議。

安全・安心で持続可能な未来のための社会的責任に関する研究会

委員名簿

委員長 松本 恒雄 一橋大学大学院法学研究科教授

委員長代理 上妻 義直 上智大学経済学部教授

委 員 秋山 をね 株式会社インテグレックス代表取締役社長

阿部 治 立教大学社会学部現代文化学科教授

海野 みづえ 株式会社創コンサルティング代表取締役

小畠 史子 京都大学大学院地球環境学堂准教授

城山 英明 東京大学大学院法学政治学研究科教授

高 巍 麗澤大学大学院国際経済研究科教授

谷本 寛治 一橋大学大学院商学研究科教授

浜辺 陽一郎 早稲田大学大学院法務研究科客員教授・弁護士

藤井 良広 上智大学大学院地球環境学研究科教授

水口 剛 高崎経済大学経済学部准教授

山本 隆司 東京大学大学院法学政治学研究科教授